

## 2. 出願資格

### 1) 出願資格（博士課程前期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および **2024年3月末**までに卒業見込みの者。（学校教育法第102条）（注1）
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および **2024年3月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第1号）
3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、および **2024年3月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第2号）
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、および **2024年3月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第3号）
5. 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および **2024年3月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第4号）
6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および **2024年3月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第4号の2）
7. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および **2024年3月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第5号）
8. 旧制学校等を修了した者。（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号）
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および **2024年3月末**までに修了見込みの者。（昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号）
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、**2024年3月31日**までに満22歳に達するもの。（学校教育法施行規則第155条第1項第8号）

（注1）出願資格の1. に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。

#### ＜＜注意＞＞

上記の出願資格「第1項～第7項および第9項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を **2024年3月末**までに満たせない場合は、入学が許可されないこととなりますので、注意してください。

**【出願資格に関する注意事項】**

- (1) 出願資格「第 10 項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。審査の手順等については、**2023 年 11 月 13 日（月）**までに学部事務 2 課法学研究科担当へ E-mail で問い合わせてください。
- (2) 病気・負傷、身体の機能に障がいがある等の理由により、受験に際して特別な配慮を必要とする者は、出願に先立って学部事務 2 課法学研究科担当にお問い合わせの上、「受験上の配慮申請書」を提出してください。なお、障がいの状況によっては、研究科・専攻によりカリキュラムの履修が事実上不可能な場合もありますので、この点についても問い合わせてください。

申請期間	2023 年 11 月 14 日（火）～11 月 16 日（木）
------	----------------------------------

**2) 試験区分別受験資格**

専攻 (コース)	試験区分	受験資格
法学政治学 (アカデミック・コース)	一般	博士課程前期課程の出願資格要件（4 頁参照）を満たす者。
	外国人	博士課程前期課程の出願資格要件（4 頁参照）を満たし、かつ、次の 2 つの条件を満たす者。  (1) 日本国籍を有しない者。 (2) 外国の大学を卒業した者、および、2024 年 3 月末日までに卒業見込みの者（日本の大学もあわせて卒業した者、および、2024 年 3 月末日までに卒業見込みの者も含む）。
	社会人	博士課程前期課程の出願資格要件（4 頁参照）を満たし、かつ、次のいずれかの条件を満たす者。  (1) 大学卒業後、出願時までに通算 3 年以上の社会人経験を有する者。 (2) 入学時に官公庁、会社等に在職している見込みで、かつ、本学所定の様式により、所属機関の長が署名捺印した受験許可書を出願時に提出できる者。
法学政治学 (プロフェッショナル・コース)	一般	博士課程前期課程の出願資格要件（4 頁参照）を満たす者。  ※日本語を母語としない者は外国人区分で受験してください（但し、本学法学部を卒業または卒業見込みの者は、この限りではない）。 ※入学時に官公庁、会社等に在職している見込みの者は社会人区分で受験してください。
	外国人	博士課程前期課程の出願資格要件（4 頁参照）を満たし、かつ、日本語を母語としない者で、次の条件を満たすもの。  ・日本語能力証明書を出願時に提出できる者。
	社会人	博士課程前期課程の出願資格要件（4 頁参照）を満たし、かつ、日本語を母語とする者で、次の条件を満たすもの。  ・入学時に官公庁、会社等に在職している見込みで、かつ、本学所定の様式により、所属機関の長が署名捺印した受験許可書を出願時に提出できる者。

### 3) 受験資格審査（外国人区分・社会人区分のみ）

下記の書類を所定の提出期間内に提出してください。

アカデミック・コース「外国人入学試験」（「受験資格」は5頁参照）

	書類	内容
1	成績・単位証明書※	出身大学が発行したもの。
2	卒業（見込）証明書※	出身大学が発行したもの。
3	履歴書 （外国人入学試験用）	所定の用紙に必要事項を日本語または英語で記入したもの。
4	住民票の写し（国籍の記載されたもの）等※	国籍の確認等に使用。住民票の写しを提出する場合は、必ず国籍の記載されたものを提出のこと。 パスポートの当該欄のコピーでも可。
5	返信用封筒	市販の長形3号封筒（120×235mm）に、受験資格審査回答書の送付先住所・氏名を明記したもの。返信用切手は不要。
6	日本語能力証明書	公的機関または出身大学が発行したもの（原本に限る。ただし、日本語能力試験認定結果および成績に関する証明書N1〔旧試験1級〕、日本留学試験〔EJU〕成績通知書についてはコピーを提出すること）。※日本留学試験〔EJU〕は成績確認書でも可。
7	成績・単位証明書 （日本の大学・大学院）	日本の大学・大学院に研究生・聴講生等で在籍した場合には、その大学・大学院発行のもの（履修証明書でも可）。

※ 本学法学研究科の受験資格審査（外国人区分）において、国籍を確認する目的で住民票またはパスポートの写しを提供依頼しております。住民票を選択されて提出する場合、役所ではマイナンバーの記載を希望しないとした上で発行を依頼してください。不必要にマイナンバーを提出したことによるトラブルを回避するためにも、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

アカデミック・コース「社会人入学試験」（「受験資格」は5頁参照）

	書類	内容
1	成績・単位証明書※	出身大学が発行したもの。本学卒業（見込み）者は不要。
2	卒業（見込）証明書※	出身大学が発行したもの。本学卒業（見込み）者は不要。
3	履歴書 （社会人入学試験用）	所定の用紙に必要事項を記入したもの。
4	受験許可書	所定の用紙に必要事項を記入したもの。 5頁社会人受験資格（2）該当者のみ提出。
5	返信用封筒	市販の長形3号封筒（120×235mm）に、受験資格審査回答書の送付先住所・氏名を明記したもの。返信用切手は不要。

プロフェッショナル・コース「外国人入学試験」（「受験資格」は5頁参照）

	書類	内容
1	成績・単位証明書※	出身大学が発行したもの。
2	卒業（見込）証明書※	出身大学が発行したもの。
3	履歴書 （外国人入学試験用）	所定の用紙に必要事項を日本語または英語で記入したもの。

4	返信用封筒	市販の長形3号封筒(120×235mm)に、受験資格審査回答書の送付先住所・氏名を明記したもの。返信用切手は不要。
5	日本語能力証明書	公的機関または出身大学が発行したもの(原本に限る。ただし、日本語能力試験認定結果および成績に関する証明書N1[旧試験1級]、日本留学試験[EJU]成績通知書についてはコピーを提出すること)。※日本留学試験[EJU]は成績確認書でも可。
6	成績・単位証明書 (日本の大学・大学院)	日本の大学・大学院に研究生・聴講生等で在籍した場合には、その大学・大学院発行のもの(履修証明書でも可)。

プロフェッショナル・コース「社会人入学試験」(「受験資格」は5頁参照)

	書類	内容
1	成績・単位証明書※	出身大学が発行したもの。本学卒業(見込み)者は不要。
2	卒業(見込)証明書※	出身大学が発行したもの。本学卒業(見込み)者は不要。
3	履歴書 (社会人入学試験用)	所定の用紙に必要事項を記入したもの。
4	受験許可書	所定の用紙に必要事項を記入したもの。
5	返信用封筒	市販の長形3号封筒(120×235mm)に、受験資格審査回答書の送付先住所・氏名を明記したもの。返信用切手は不要。

※ 証明書は、必ず原本を提出してください(コピーは不可)。

原本が提出できない場合は、原本をコピーし、原本から正しく複製されたものであることを、出身大学により証明(certified true copy)を受けたものを提出してください。

例えば、卒業証明書および学士の学位取得証明書が発行されない場合は、卒業証書(Diplomaの原本)および学位証書原本をコピーし、原本から正しく複製されたものであることを、出身大学により証明(certified true copy)を受けたものを提出してください。または、卒業証書(Diplomaの原本)および学位証書原本を出願受付期間内に事前連絡の上、提出してください(郵送:簡易書留・速達に限る)。原本は、確認後、返却します。

※ 各種証明書は、原則として日本語または英語に限ります。それらの言語による証明書の提出ができない場合には、証明書原本に日本語または英語による全訳をつけてください。

※ 成績・単位証明書は、全在学期間の成績が記載されたものを提出してください。編入している場合は、編入学前の成績・単位証明書も提出してください。

※ 証明書記載の氏名が、現在の氏名と異なる場合は、氏名変更を証明する公的な書類(戸籍抄本等)1通を添付してください。提出された書類は同一人物であることの確認以外の用途では使用しません。なお、入学後に「旧姓使用」「通称使用」「別名併記制度に基づく氏名使用」を希望する者は、届け出により許可されます。詳細は合格後に閲覧できる「入学手続の手引」を確認してください。

提出期間・方法(郵送に限ります)

提出期間	2023年11月14日(火)～11月16日(木)
------	--------------------------

(1) 日本国内から提出する場合は、締切日の郵便局消印有効。

日本国外から提出する場合は、締切日必着。

(2) 所定の各書類を、市販の封筒を用いて簡易書留・速達で下記宛に郵送してください。

封筒には、「受験資格審査書類在中」と赤字で明記してください。

〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1  
立教大学 学部事務2課（法学研究科担当） 宛

#### 受験資格審査結果の回答とその後の手続

---

- (1) 審査結果については、**2023年11月29日（水）**に返信用封筒を用いて発送する受験資格審査回答書でお知らせします。
- (2) 受験資格が有ると判定された場合は、所定の出願受付期間内【2024年1月5日（金）～1月11日（木）】に、所定の出願手続（選考料納入および出願書類提出）を行ってください（詳しくは「出願手続」9頁参照）。  
その際、出願書類のうち受験資格審査時に提出した書類（「成績・単位証明書」「卒業（見込）証明書」）を再び提出する必要はありません。
- (3) 日本国外に居住し、日本における在留資格を有しない外国籍の者は、受験資格審査回答書を用いて速やかに査証取得を行ってください。